いじめの重大事態について

資料　1－3

1　重大事態への対処

第五章　重大事態への対処
（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法）

2　高知県いじめ防止基本方針における重大事態の捉え方

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
- ○　児童生徒が自殺を企図した場合
- ○　身体に重大な傷害を負った場合
- ○　金品等に重大な被害を被った場合
- ○　精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校が認知をためらわないために･･･重大事態を認知し、報告することで、SC･SSWの緊急派遣、アウトリーチ型支援等、県教育委員会の支援をあおぐことが学校や児童生徒の危機的状況の早期の改善につながることを繰り返し周知。

国の基本方針見直し

重大いじめ例示し明確化

国の対策協　防止法改善へ素案

国のいじめ防止対策協議会は12日、いじめ防止対策推進法に基づく施策の改善素案を示した。近く取りまとめる予定。同法では被害の大きいいじめを「重大事態」と定義し、学校や教育委員会に事実関係の調査を義務付けているが、定義が曖昧で対応に差が出ているとし、複数の具体例を示して重大事態を明確化するほか、調査の進め方を示した指針を作成するよう文部科学省に求めている。

同法は重大事態を①心身や財産に深刻な被害が生じた疑いがある②相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあるーと定義。重大事態を把握した学校や教委は組織を設けて調査を行うこととしている。

協議会は特に①の定義が不明確で重大事態として扱われていない事例があると指摘。調査でも被害者や保護者の意向が反映されなかったり、結果が被害者らに提供されなかったりしているケースがあり、組織の人選や調査方法、結果説明などの手続きを定めた指針が必要としている。

素案ではこのほか、「いじめの認知件数が多いことはマイナス評価になる」という学校側の抵抗感を払拭するため、認知件数が多いことは肯定的に評価されることを教委などに改めて周知することや、教員研修で同法の趣旨を理解させることなども盛り込んでいる。

同法は、２０１１年10月に大津市の中２男子がいじめを苦に自殺したのをきっかけに、議員立法で制定、13年９月に施行された。付則で施行後３年をめどに現場の状況を踏まえて、法改正を含めた「必要な措置を講じる」と明記している。

高知新聞　10月13日　朝刊

高知県のいじめ防止基本方針の見直し検討